公立学校情報機器整備事業計画

神崎町教育委員会

令和6年6月

神崎町公立学校情報機器整備事業計画

神崎町教育委員会

端末整備・更新計画

(1)端末整備予定数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	311名	324名	313名	295名	290名
② 予備機を含む 整備上限台数	357 台	372 台	-13 台	-33 台	-39 台
③ 整備台数 (予備機除く)	0台	324 台	0 台	0 台	0台
④ ③のうち基金 事業によるもの	0台	324 台	0台	0台	0台
⑤ 累積更新率	0 %	100%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	0台	48 台	0 台	0 台	0台
⑦ ⑥のうち基金事業によるもの	0台	48 台	0 台	0 台	0台
⑧ 予備機整備率	0 %	100%	0%	0%	0%

(端末の整備・更新の考え方)

令和2年度に導入した端末機器について更新を検討する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

1人1台端末の配付を受けていない教職員や町雇用の支援員が利用できるよう体制を整える。 残った端末については初期化した状態で町の業務で活用できる部署があれば譲渡し、最終的に 残ったものについては業者委託により再資源化する。

○その他特記事項

神崎町公立学校情報機器整備事業計画

神崎町教育委員会

- 2 ネットワーク整備計画
 - 1 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合(%) 3 校中 3 校 100%
 - 2 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール
 - (1) ネットワークアセスメントによる課題特定スケジュール 令和7年度にネットワークアセスメントを実施予定。
 - (2) ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール 実施結果によってスケジュール調整する。

神崎町公立学校情報機器整備事業計画

神崎町教育委員会

3 校務DX計画

○提言

- ・「GIGA スクール構想の下での校務の情報化に関する専門家会議」(令和5年3月)
- ・「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)
 - ~教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して~」

(令和5年8月中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会)

○チェックリスト

・「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト」(令和5年9月)

クラウドツールを活用した教職員間の情報交換

クラウド環境を活用した校務 DX の積極的な推進

- 1 教職員間の情報共有や連絡にクラウドサービスを活用していますか 活用している。
- 2 児童生徒・保護者への各種連絡にクラウドサービスを利用していますか 利用している。
- 3 宿題や定期テストの実施や採点や集計にクラウドサービスを利用していますか 利用していない。

校務処理の負担軽減

校務支援システムへの不必要な手入力の廃止

会議資料のペーパーレス化

資料についてクラウドサービスを利用し、共有していますか 利用していない。

学校と保護者間の連絡手段のデジタル化

- 1 児童生徒の欠席、遅刻、早退連絡についてクラウドサービスを利用していますか (PC、モバイル端末からの受付と集計) 利用している。
- 2 保護者への調査・アンケート等に対してクラウドサービスを利用して実施・集計していますか 利用している。
- 3 保護者からの問い合わせや連絡についてクラウドサービスを利用して受付・回答していますか 利用していない。
- 4 保護者との面談や説明会等をオンラインサービス形式で実施していますか 対面で実施している。

不合理な手作業を一層

FAXによる交信の廃止、書類への押印廃止

- 1 業務にFAXを使用していますか。 FAXを使用しているが、可能な限りデータでのやり取りで対応。
- 2 保護者・外部と押印・署名が必要な交信をしていますか 押印、署名が必要な交信をしている。

神崎町教育委員会

4 1人1台端末の利活用に係る計画

(1) 1人1台端末をはじめとする ICT 環境によって実現を目指す学びの姿

ICT 環境において実現を目指す小中学校の学びの姿は、情報教育を中心に据え、生徒たちが情報の取捨選択やデジタルスキルを磨く環境を整備します。プログラミングや情報リテラシーを基盤とした授業が展開され、デジタルツールを活かした創造的な学習が進むことで、生徒たちは問題解決力や発想力を養います。オンライン学習プラットフォームや協働ツールを活用し、生徒たちが時空を超えて共同で学び、情報を共有できるようなコミュニティを築きます。データ分析やAIを活用して教育効果を評価し、調整することで、効果的な情報教育を実現します。これにより、未来の社会で必要な情報活用能力を身につけ、グローバルな競争社会に適応できる教育環境を整備します。

(2) GIGA 第1期の総括

1人1台端末導入にあわせて、令和2年度中に町内全ての学校の通信ネットワーク環境を整備し、また、ICT支援員を配置することで、教員のICTを活用した授業スキルの向上に努めた。当初は十分な活用がされていない様子であったが、若い教職員の積極的なタブレットの活用から、学校全体で少しずつではあるが、タブレットの活用とそれに伴うICT支援員の活用が充実してきたと感じた。

GIGA 第2期の導入にあたっては、町の進めているDX計画に繋がるような体制で授業展開をしていきたい。そのため、電子黒板の複数導入を行い、授業の効率化が学校全体で図られ、働き方改革の一助になればと期待したい。またタブレットの持ち帰り学習を必要に応じて実施し、児童生徒が使いこなせるようにしていきたい。

(3) 1人1台端末の利活用方策

「教育 DX に係る当面の KPI」に示している KPI にもとづく現状と目標

項目	KPI	現状値(年度)	目標値(年度)
1人1台端末の整備	指導者用端末整備済みの率	100%	100%
	1人1台端末を常時活用がで	100%	100%
	きるよう、十分な予備機を整		
	備しているか。		
ネットワークの改善	無線 LAN 又は移動通信システ	100%	100%
	ムによりインターネット接続		
	を行う普及教室の率		
	端末利用に係る回線の速度を	100%	100%
	計測・把握した学校の率		
	課題のある学校についてアセ	_	_
	スメントを実施済みの自治体		
	の率		
	必要なネットワーク速度を確	100%	100%
	保済みの学校の率		
校務のデジタル化	FAX でのやり取り・押印を原則	0%	100%
	廃止した学校の率		
	校務支援システムへの名簿情	100%	100%
	報の不必要な手入力作業を一		
	掃した学校の率		
	クラウド環境を活用した校務	0%	100%
	DXを積極的に推進している		
	学校の率		
	次世代の校務システムの導入	100%	100%
	に向けた検討を行う自治体の		
	率		
1人1台端末の積極	毎年度	75%	100%
的活用	ICT 研修を受講する教員の率		
	情報通信技術支援員(ICT 支援	0人	-
	員)の配置		
	1人1台端末を週3回以上活	100%	100%
	用する学校の率		
	デジタル教科書を実践的に活	100%	100%
	用している学校の率		
個別最適・協働的な	児童生徒が自分で調べる場面	0%	小 100%
学びの充実	において1人1台端末を週3		中100%
	回以上使用させている学校の		
	率		
	児童生徒が自分の考えをまと	0%	小 100%
	め、発表・表現する場面におい		中 100%
	て1人1台端末を週3回以上		
	使用させている学校の率		

	教職員と児童生徒がやりとり	0%	小 100%
	する場面において1人1台端		中 100%
	末を週3回以上使用させてい		
	る学校の率		
	児童生徒同士がやりとりする	0%	小 100%
	場面において1人1台端末を		中 100%
	週3回以上使用させている学		
	校の率		
	児童生徒が自分の特性や理解	0%	小 100%
	度・進度に合わせて課題に取		中 100%
	り組む場面において1人1台		
	端末を週3回以上使用させて		
	いる学校の率		
学びの保障	希望する不登校児童生徒へ端	0%	100%
	末を活用した授業への参加・		
	視聴の機会を提供している学		
	校の率		
	希望する児童生徒への端末を	0%	100%
	活用した教育相談を実施して		
	いる学校の率		
	外国人児童生徒に対する学習	0%	100%
	活動等の支援に端末を活用し		
	ている学校の率		
	障害のある児童生徒や病気療	33%	100%
	養児等、特別な支援を要する		
	児童生徒の実態等に応じて端		
	末を活用した支援を実施して		
	いる学校の率		

神崎町教育委員会

5	その他	

※下記のオプトアウトの条件にあてはまることを確認し、具体的な内容を記載のこと

【共同調達に参加する必要がないこととなる条件(オプトアウトの条件)】

- 1 高度な教育を行うため、最低スペック基準を上回るスペックであって、かつ、共通仕様書に 定めるスペックより高いスペックの端末¹を導入する必要があること。
- 2 共通仕様書に定めるスペックより低いスペックであって、かつ、最低スペック基準を満たす スペックの端末を導入する必要があること¹。
- 3 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又はこれと同等以上の人口規模を有する市町村であること。
- 4 令和6年度においては、同年度の途中に学校現場での調達端末の運用を開始する必要がある 等、やむを得ない事情があること。
- 5 都道府県が行う調達に係る契約が、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を 定める政令(平成7年政令372号)第4条に該当すること。
- 6 ある年度において、上記5点のいずれかに基づき共同通達に参加しないこととした調達設置 者を除く調達設置者の中で、あるOSの端末の調達を予定する唯一の調達設置者であること。

【更新後使用するOSを記載。複数のOSを使用する場合、それぞれの購入台数を記載】 Windowsを使用